

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷七十四第

行發日一月九年三十和昭

## 論叢

戰時下の米穀對策……………經濟學博士 八木芳之助  
利子論の新舊……………文學博士 高田保馬

## 時論

昭和十三年度豫算を論ず……………經濟學博士 汐見三郎

## 研究

經濟發展と信用擴張……………經濟學士 一谷藤一郎

カール・メンガーの歴史學派批判……………經濟學士 白杉庄一郎

靜學的均衡理論と動學化の問題……………經濟學士 青山秀夫

カルヴンの利子論……………經濟學士 澤崎堅造

フラスケムパーの指數理論……………經濟學士 内海庫一郎

## 說苑

飛驒白川の戸口……………經濟學博士 本庄榮治郎

ペーシユ・貨幣機構理論の一修正……………經濟學士 岡倉伯士

## 附錄

彙報

外國雜誌論題

(禁轉載)

## 昭和十三年度豫算を論ず

沙 見 三 郎

## 第一 劃期的の豫算

經費膨脹の趨勢は近世國家財政に隨伴する共通現象であつて經費膨脹の法則なる言葉が唱へられてゐる程であるが、此の趨勢は最近の我が國家財政に於て特に明かに看取出來るのである。我が國家歳出で最も大なる數字を示してゐたのが昭和八年度の決算（二十二億五千四百萬圓）であつたが、昭和十一年度の決算（二十二億八千二百萬圓）は之を凌ぎ、昭和十二年度豫算（三十四億八千八百萬圓）と昭和十三年度豫算（三十五億一千四百萬圓）に至りては更に記録を明にしてゐる。勿論、昭和十二年度豫算の中からは臨時軍事費特別會計中へ五億一千七百萬圓が繰り入れられ之を差引かねばならぬが、それにしても二十九億八千一百萬圓残つてゐる。又昭和十三年度豫算は實行豫算を編成する事によつて一億三千三百萬圓が節約せられたが其れでも三十三億八千萬圓の巨額を示し、更に來るべき第七十四回帝國議會に追加豫算の出る事を考へると正に劃期的の豫算と云はねばならぬ。

以上述べたのは一般會計豫算のみである。之に對し特別會計は近年に入り其の數を増し三十九を算し一般會計

を加へると四十を數へるのである。臨時軍事費特別會計を除きたる三十八の特別會計を各省別にすると、次の結果を得るのである。

- 外務省所管……一、對支文化事業
  - 大藏省所管……二、造幣局 三、印刷局 四、專賣局
  - 五、大藏省預金部 六、教育基金 七、國債整理基金 八、公債金 九、國有財産整理資金 十、教育改善及農村振興基金
  - 十一、金資金 十二、關東局
  - 陸軍省所管……十三、陸軍造兵廠 十四、千住製絨所
  - 海軍省所管……十五、海軍工廠資金 十六、海軍火藥廠
  - 十七、海軍燃料廠
  - 文部省所管……十八、帝國大學 十九、官立大學 二十、學校及圖書館
  - 農林省所管……二十一、米穀需給調節 二十二、絲價安定
- 
- 遞信省所管……二十六、通信事業
  - 鐵道省所管……二十七、帝國鐵道
  - 拓務省所管……二十八、朝鮮總督府 二十九、朝鮮鐵道用品資金 三十、朝鮮簡易生命保險、三十一、臺灣總督府 三十二、臺灣官設鐵道用品資金 三十三、樺太廳 三十四、南洋廳
  - 厚生省所管……三十五、健康保險 三十六、勞働者災害扶助責任保險 三十七、簡易生命保險 三十八、郵便年金
  - 施設 二十三、森林火災保險 二十四、漁船再保險 二十五、家畜再保險

一般會計の膨脹も之を注意せねばならぬが、此等特別會計の經費の膨脹をも併せ考へると夥しき數字に上るのである。特に注目すべきは臨時軍事費特別會計が設けられた事である。昭和十二年九月十日に設けられたのであるが豫算總額が七十三億九千萬圓に上つてゐる。昭和十三年度分に支出せらるべき經費が大體四十八億五千萬圓と云ふ風になつてゐる。皇軍の活動をして遺憾なからしむる爲めに財政の積極性を最もよく發揮したのが臨時軍事費特別會計である。

昭和十三年八月に入り昭和十三年度豫算につき一般會計特別會計にわたり實行豫算を作製して歳出の節約を行

つた。實行豫算は、豫算不成立の爲め前年度豫算を施行する際のものとして成立豫算の範圍内に於て節約をする場合のものとの二つに分れるが、昭和十三年度の分は後者である。云はゞ財政の消極性を示してゐる。

同じ昭和十三年度豫算をめぐつて財政の積極性と消極性との両面が窺はれる譯である。先づ臨時軍事費特別會計以外の昭和十三年度豫算を研究し、次に財政の積極面として臨時軍事費特別會計の内容を明かにし、更に財政の消極面として實行豫算の編成を調べ、最後に昭和十四年度豫算の展望を試みたいのである。

## 第二 昭和十三年度豫算の検討

第七十三回帝國議會の協賛を経たる昭和十三年度豫算は、一般會計及特別會計を通じ本豫算の外に追加豫算第一號、第二號、第三號よりなつてゐる。我が國家財政を組織する此の四十の會計の中で中心をなすものは矢張り一般會計である。これ先づ昭和十三年度一般會計豫算を検討する所以である。

昭和十三年度一般會計歳出豫算を所管別に調べると第一表を得る事が出来る。尙、比較の便宜の爲めに昭和十三年度豫算額が改算前年度豫算額（昭和十二年度成立豫算額より臨時軍事費特別會計に移し整理せらるべき豫算額を控除したるもの）に對して占むる増減額を掲ぐる事とした。

昭和十三年度豫算を改算前年度豫算に比較するに、歳出經常部にて二億三千八百六十六萬圓を歳出臨時部にて二億九千四百十六萬圓を合計にて五億三千二百八十三萬圓を増し結局三十五億一千四百五十二萬圓と云ふ數字を示してゐる。以下、各省別に十三年度歳出を一瞥したい。

第一表 昭和十三年度一般会計歳出豫算所管別表(千圓)

	歳出 經常部		歳出 臨時部		昭和十三年度 歳出豫算
	昭和十三年度 豫算	改算前年度豫算額 に比し増減(△)	昭和十三年度 豫算	改算前年度豫算額 に比し増減(△)	
皇 室 費	四、五〇〇		三〇、八九八	△四、六五三	四九、八四九
外 務 省	一八、九五〇	九四	三三、九四二	五、六八三	二七九、〇九三
内 務 省	四五、一五二	△七〇二	四七、六一九	三、五〇、九三五	一、一五〇、三三八
大 藏 省	七三、七一九	二三五、一九三	四〇〇、九〇六	△二〇九、五五四	五、五六、七五七
陸 軍 省	一六五、八四八	△五二、九五五	三六六、二九〇	△三三、七二四	六八〇、三八三
海 軍 省	二九四、〇九三	三〇、二三九	三、七八八	三九一	五、〇、七九二
司 法 省	四七、〇〇三	三、二一八	二二、七〇七	△一四四	一四六、五五〇
文 部 省	一三三、八四三	七〇七	九〇、四五七	四、五四三	二九、五四四
農 林 省	三九、〇八六	△七三八	四五、三四二	一三、六二二	五、六四七
商 工 省	七、三〇六	五八二	四、八一九	六、三三三	三九、一五八
逓 信 省	二〇〇、三三七	二四、九三三	二八、七二三	△二、三九五	三二、二七
拓 務 省	二、四二三	一一〇	六七、五八八	五三、一四六	一四三、七八〇
厚 生 省	七六、一九二	二六、三三〇			
計	一、七六七、四四六	二三八、六六五	一、七四七、〇七四	二九四、一六五	三、五二四、五三二

外務省は前年度に比し經常部に於て九十一萬圓を増し、臨時部に於て四百六十五萬圓を減じ、結局四千九百八十四萬圓を支出してゐる。

内務省は經常部にて七十萬圓を減じ臨時部にて五百六十八萬圓を増し、二億七千九百九萬圓となつてゐる。前

年度より三千萬圓を増し一億三千萬圓となつた臨時地方財政補給金を始めとして補助費が一億七千五百五十八萬圓を占め、それに警察費連帶支辨金二千四百九十五萬圓に上るから、此等を控除すると狹義の内務省費は七千萬圓に止まるのである。

大藏省費は經常部にて二億二千五百十九萬圓を臨時部にて三億五千九十三萬圓を増し、十一億五千三十三萬圓に上つてゐる。然し國債費に五億八千一百七十九萬圓を支出し臨時軍事費特別會計に三億千七百十六萬圓を支出してゐる事を考へ、更に四百九十四萬圓の補助費と八千萬圓の國庫豫備金とを差引くと、一億六千六十萬圓の狹義の大藏省費が残るのである。

陸軍省は經常部に於て五千百九十五萬圓を減じ臨時部に於て一億九百五十五萬圓を減じ、結局五億六千六百七十五萬圓となつてゐる。海軍省費は經常部に於て二千十三萬圓を増し臨時部に於て二千三百七十一萬圓を減じ結局六億八千三十八萬圓となつてゐる。支那事變下に於て陸海軍省費が前年度より減じ更に陸軍省の經費が海軍省の經費より少くなつてゐるのは不可解の様であるが、これ部隊及艦船の出征等に關する經費が臨時軍事費特別會計に計上せられてゐる結果である。日露戰爭の當時に一般會計に於て軍事費が激減してゐると軌を一にするのであつて、臨時軍事費特別會計を研究する必要ある所以である。

司法省費は五千七十九萬圓であつて、前年度と大差を見ないのである。

文部省費は一億四千六百五十五萬圓であつて、これ亦前年度と大差がないのである。文部省費の中で小學校教員俸給分擔金八千五百萬圓の外に各種補助金が千四百八十萬圓に上つてゐるから、狹義の文部省費は四千萬圓臺

である。

農林省費は一億二千九百五十四萬圓に上り、前年度に比すると經常部に於て七十三萬圓を減じ臨時部に於て四百五十四萬圓を増してゐる。其の中で補助費の合計が七千六百三十萬圓に上つてゐるから、殘餘は約五千萬圓である。

商工省費は五千二百六十四萬圓であつて、經常部に於て五十八萬圓を増し臨時部で千三百六十一萬圓を増し非常な躍進振りである。商工業に對して自由放任主義を行つてゐた平常時と異り、生産力の擴充、國際收支の均衡及物資需給の調整等の施設によつて「物の經濟」の國策を樹立する際であるから商工省費の膨脹は當然である。但し商工省の臨時費四千五百三十四萬圓の大部分即ち三千萬圓は補助費の形で支出せられてゐる。

遞信省費は前年度に比し經常部に於て千四百九十二萬圓を臨時部に於て六百三十一萬圓を増し、結局二億二千九百十五萬圓に上つてゐる。遞信省の補助費二千二百萬圓も元より注目すべきであるが、特に重要なものは年金及恩給一億九千五百十九萬圓である。此の兩者を差引くと残りは一億三千三百萬圓となる。

拓務省費は三千百十二萬圓であつて、經常部に於て十一萬圓を増し、臨時部に於て二百三十九萬圓を減じてゐる。約三分の一に當る金額即ち千五百五十七萬圓を補助費として支出してゐる。

厚生省は前年度の途中に成立せしものであり且つ銃後の施設をはかる中心の機關であるから本年度は其の經費が膨脹するのである。即ち厚生省費は經常部に於て二千六百三十七萬圓を臨時部に於て五千三百十四萬圓を増してゐるのである。昭和十三年度の厚生省費一億四千三百萬圓の中で軍事扶助費五千四百十九萬圓、軍人援護事業

助成費千七百萬圓、傷痍軍人保護諸費三千五百三十萬圓を合計して一億六百五十萬圓を占めてゐるから厚生省の活動が如何に時局に必要なかを知るのである。尙、一億四千三百萬圓の厚生省費の中で四千十萬圓は補助費の形で支出せられてゐる。

以上、一般會計豫算を各省別に一瞥したのであるが、三十五億千四百五十二萬圓の支出の少なからざる部分は各省の自由にならぬものであつて節減の餘地の少きを思はしめるのである。更に進んで特別會計の昭和十三年度豫算を考察する必要がある。但し臨時軍事費特別會計は他の特別會計と性質を異にしてゐるから此を後に譲り、茲には他の三十八の特別會計のみに考察を限る事とした。一般會計と三十八特別會計とは相互に密接なる關係を有してゐるから單純に此等を合計する事は無意味である。これ第二表に昭和十三年度豫算純計を掲げ前年度豫算と比較して増減を明かにした所以である。

第二表 昭和十三年度豫算純計前年度比較表(%)

	昭和十三年度歳出額	前年度豫算額	前年度に比し増減(△)
一般會計豫算	三,五二四,五三二,四一五	三,四八八,八九九,四五八	二五,六三二,九五七
三十八特別會計豫算	一四,〇〇一,三六四,九〇三	一三,二九九,〇七六,六八八	七三二,二八八,二三四
合 計	一七,五二五,八九六,三二七	一六,七七七,九七六,二二六	七五七,九一〇,一〇一
相互重複分控除額	三,三二九,五三二,七〇九	三,三九〇,八五一,九七六	△一七一,三一九,二六七
臨時軍事費特別會計の重複分控除額	六,二四四,〇七二,二五三	二,七〇七,〇〇五,五五二	三,五三七,〇六六,七〇一
國債米穀證券及蠶絲證券の借換償還分控除額	一,九九九,八〇五,七三三	四,八五七,二九八,六八八	△二,八五七,四九二,九四五
豫算純計額	六,〇九二,四七五,六一二	五,八〇二,八九九,九一〇	二八九,五七五,七〇二



昭和十二年度一般會計は三十五億千四百五十二萬圓、三十八特別會計は百四十億百三十六萬圓、合計百七十五億千五百八十八萬圓に上るのであるが、豫算純計額を算出すると六十億九千二百四十七萬圓となるのである。豫算純計額としては一般會計と三十八特別會計を通じての相互間の重複部分を控除する事は通説となつてゐるのであるが、茲には——大藏省主計局(昭和十三年度豫算提要)の試案に基き——其の上に臨時軍事費特別會計と一般會計及三十八特別會計との重複部分を除算し、更に國債米穀證券及蠶絲證券の借換償還額が歳入歳出の兩面に現はれてゐるのを控除したのである。此の計算によると昭和十三年度の國家豫算は臨時軍事費特別會計を除くと六十億九千二百四十七萬圓となる。假りに地方財政を二十億圓とし中央地方間の重複勘定三億圓と見込むと中央地方を通じて我が財政の幅は七十八億圓と云ふ數字を得るのである。同様の計算を昭和十二年度について行ふと七十五億圓と云ふ數字を得るのである。昭和十二年度の七十五億圓より昭和十三年度の七十八億圓となつたと云ふ事、これが臨時軍事費特別會計を除外した我が國家財政地方財政の眞の姿である。

かくて臨時軍事費特別會計以外の財政を一通り検討したのであるが、更に臨時軍事費特別會計そのものを明かにしたのである。

### 第三 臨時軍事費特別會計の成立

臨時軍事費特別會計は次の如き根據法規を有してゐるのである。

臨時軍事費特別會計法(昭和十二年法律第八十五號)

第一條 支那事變ニ關スル臨時軍事費ノ會計ハ一般ノ歳入歳出ト區分シ事件ノ終局迄ヲ一會計年度トシテ特別ニ之ヲ整理ス。  
第二條 一般會計ニ屬スル陸海軍省所管ノ北支事件費及大藏省所管ノ北支事件第一豫備金並ニ其ノ財源ニ充ツヘキ歳入ハ之ヲ本會計ニ移シ整理ス。

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十二年九月十日公布)

一般會計は元より特別會計の凡てが會計年度を一箇年と定めてゐるに拘らず、臨時軍事費特別會計は事件の終局迄を一會計年度と定めてゐる。恰も「大正三年臨時事件に關する臨時軍事費」が十一箇年に亙つて一會計年度を定めたのと同様の例である。更に注意すべきは、一般會計に屬する陸海軍省所管の北支事件費及大藏省所管の北支事件第一豫備金並に其の財源に充つべき歳入を本會計に移した事である。即ち北支事件勃發の際に第七十一回帝國議會に於て一般會計追加豫算として事件費を支辨したのであるが、北支事件が支那事變に擴大するに及び第七十二回帝國議會に於ては臨時軍事費特別會計を創設し従つて第七十一回帝國議會に成立せし事件費を一般會計より本會計に移し整理する事としたのである。かくて臨時軍事費特別會計豫算は第七十二回帝國議會に成立したのであるが、遡及して第七十一回帝國議會の分をも含む事となつた。又第七十三回帝國議會には更に臨時軍事費特別會計の追加豫算が成立したのである。

試みに從來成立した臨時軍事費特別會計豫算を議會毎に分ち、使途と財源とを示すと第三表の如くなる。大體から云つて、第七十一回帝國議會と第七十二回帝國議會との分が昭和十二年度に屬し、第七十三回帝國議會の分が昭和十三年度に屬すると考へられるのである。



るが、臨時軍事費特別會計は其の本質上より極めて大まかなる分類を施してゐるに止まる。即ち臨時軍事費の一款の下に陸軍臨時軍事費、海軍臨時軍事費及豫備費の三項を設けてゐるのである。昭和十三年度豫算提要の説明によれば、陸軍臨時軍事費は部隊の派遣維持、作戰資材の應急整備、航空要員の急速補充、造兵設備の増強、占領鐵道の管理改良等に關する經費を計上し、海軍臨時軍事費は艦船部隊の派遣維持、航空兵力及軍需品の急速充實、工作通信補給其他各種施設の急速整備等に關する經費である。第七十三回帝國議會の分を見るに、陸軍臨時軍事費三十二億五千七百萬圓にして海軍臨時軍事費は十億四千三百萬圓に上り豫備費は五億五千萬圓を示してゐる。一般會計に於て陸軍省費五億六千六百七十五萬圓、海軍省費六億八千三十八萬圓となつてゐるが、これは臨時軍事費特別會計と併せ考へねばならぬ。

次に財源を眺めると、公債金が第一位を占め六十八億八千七百五十四萬圓に上つてゐる。第二位を占めてゐるのは租税であつて、一般會計と關東局、臺灣總督府、朝鮮總督府、樺太廳の各特別會計とよりの繰入、北支事件特別税の形をとり四億四千五百五十三萬圓である。第三位を占めてゐるのは官業收入であつて帝國鐵道特別會計通信事業特別會計の形で五千六百萬圓に上つてゐる。即ち事變費の財源は起債のみでなく又新增税のみでなく、起債と新增税との併用に之を求めてゐるのである。但し新增税額は新規國債の利子の二倍弱となつてゐる。

以上、臨時軍事費特別會計の成立、使途、財源について説明したのであるが、年額五十億圓見當の臨時軍事費特別會計が我が財政に如何なる地歩を占めてゐるかを明かにする必要がある。往々、我國の一般會計に現はれたる二、三十億圓の金額を以て我國の平時の財政力なりとし従つて臨時軍事費特別會計を過大視する人あり、又之

に反し臨時軍事費特別會計につき何等の顧慮を拂はない人がある。年額五十億圓の財源を調達し更に此を充分に使ひこなす事は相當の努力を要するのである、これ臨時軍事費特別會計を輕視し得ない所以である。然し我國の正常の財政力は決して一、三十億圓の僅少なものでなく従つて國民の協力宜しきを得れば之を消化し得ると云ふのが真相であつて、現實は之を示してゐるのである。即ち我國の財政の幅は次の如くに之を圖示する事が出来る。

(イ) 一般會計	(ロ) 一般會計と三十八特別會計	(ハ) 一般會計と三十八特別會計と地方財政	(ニ) 一般會計と三十八特別會計と地方財政と臨時軍事費特別會計
三十五億圓	六十一億圓	七十八億圓	百二十七億圓

即ち(イ)の一般會計三十五億圓のみが我が財政の幅であつたのに、其れに本會計四十九億圓が加はつたと見るのは間違であつて、(ロ)の七十八億圓の財政生活の上に本會計四十九億圓が加はつたと見るのが問題の真相である。即ち事變により我國の財政生活が十五割増したのではなく六割増したと見るのが至當である。これ過大論を排する所以である。然し何分にも五十億圓を消化する事は財源と使途との上に於て相當の努力を要す。これ徒らなる輕視論にも與し難い所でもある。

#### 第四 實行豫算による節約

臨時軍事費特別會計均の一部の論者が云ふ様な大なる副作用を持つものではないが、又同時に決して之を輕視す

る事を得ないのである。然し臨時軍事費特別會計は皇軍の目的を達する爲めに必至的のものであるから、本會計をして充分積極的に活躍せしむる爲めにはなるべく他の方面に於て節約をはかり以てこれが補償をはからねばならぬ。これ臨時軍事費特別會計以外の會計即ち一般會計及特別會計に於て節約を必要とする所以である。これ財政の積極性である。

昭和十三年度豫算を編成するに當り事變關係施設は出來得る限り之が充實を期する事としたが、其他の諸經費に至つては緊急なるものを除いては殆んど之が計上を見合はしたのである。然るに昭和十三年度豫算の進行の途中即ち昭和十三年六月二十八日の閣議に於て重要物資需給の適合と消費節約の徹底とを期する爲めに進行中の昭和十三年度の成立豫算につき更に節約を行ふて實行豫算を作製したのである。

大藏當局の説明によれば重要物資を需要する事業又は戦争遂行上に直接必要でない不急事業等の中止繰延を行つた外に事務費等につき相當に節約したのであるが、直接戦争に關係ある經費、生産力擴充に關係する經費、輸出振興に關係する經費等については手を觸れなかつたのである。節約は三つの方法で行はれた。第一は節減額であつて昭和十三年度豫算實行上之を不用となすのである。第二は繰延額であつて昭和十三年度に於ては一旦之を不用と爲し其の繰戻については昭和十四年度概算決定の際に併せ詮議するのである。第三は繰越額であつて昭和十三年度に於ては之を支出せず追つて繰越の手續を経たる上之を昭和十四年度へ繰越すものである。この三種の方法に於て實行豫算を作製し節約し得たる金額は第四表に示す如くである。

第四表 昭和十三年度一般會計及各特別會計節約額表(千圓)

會計名	節減額	繰延額	繰越額	計
一般會計	六五、七六二	四七、九六八	二〇、〇〇〇	一三三、八四一
特別會計	一五、三七四	二九、一六〇	二六、三七七	一〇一、三三三
造幣局	一〇、五四二	〇	〇	一〇、五四二
專賣局	九、〇〇〇	〇	〇	九、〇〇〇
通信事業	四、一三一	一九、四〇〇	一、七三三	二五、二四四
帝國鐵道	五、〇四六	二、三五四	七、四〇〇	一五、〇〇〇
朝鮮總督府	五、八八九	一〇、四四一	一、七四七	一八、〇七九
臺灣總督府	三、二六三	四、五二七	〇	七、七九〇
其他	一〇、五七三	七、二一六	一、七四一	一九、五三〇
合計	二九、四九七	一六、一五九	四八、三三七	四三、〇〇九
内 他會計と重複する額				一八、八三五
差引純節約額				二五、一七四

要するに一般會計の節約額は一億三千三百八十四萬圓であり、一般會計と特別會計とを通じての純節約額は二億五千二百二十二萬圓となる。試みに一般會計の節約額を各省別に示すと第五表を得る事が出来る。

第五表 昭和十三年度一般會計歳出節約額所管別表(千圓)

外務省	一、三六八	陸軍省	四〇、三七七	文部省	一、二九七	逓信省	三、五七四
内務省	一三、七四三	海軍省	三〇、一七四	農林省	九、三三一	拓務省	一、三三三
大藏省	二七、九三三	司法省	二八三	商工省	二、七五五	厚生省	三、〇〇七
				計			一三、八四一

三十五億一千四百五十二萬圓の一般會計豫算に於て一億三千三百八十四萬圓の節約をする事は僅かに四パーセント弱の節約に過ぎず、極めて微々たるものかも知れない。然し國債費(五億八千七百七十九萬圓)、年金及恩給(一億九千四百三十一萬一千圓)、補助費(三億八千二百一萬圓)、臨時軍事費特別會計への繰入(三億千七百十六萬圓)軍事扶助費(五千四百十九萬圓)、爲替相場の變動に基く經費(七千三百十五萬圓)、國庫豫備金(八千萬圓)等の節減の餘地のないものを除き考慮すると、一億三千三百八十四萬圓の節約と云へば大藏省始め各省が相當の努力を拂つた結果として生み出した金額である。それだけ財政の消極性が行はれ政府の購買力の減少となつて物價の上にも響いてくるのである。

## 第五 昭和十四年度豫算の展望

昭和十三年度豫算は金額の大なる點に於て劃期的であり成立の經過に於て複雑なるものである。臨時軍事費特別會計に於て財政の積極性を發揮すると共に其他の一般會計及特別會計に於て財政の消極性を進め以て膨脹財政の副作用を避けてゐるのである。然し豫算は飽くまで豫算であつて要は豫算の實現に存してゐる。昭和十三年度も半ばに近からんとしてゐるが、幸にして物資調整其他の政策によつて大した物價騰貴も見ず歳出豫算を順調に進めてゐるのは何よりである。又國債の消化も貯蓄獎勵運動とまつて好都合に運び、租稅收入も或程度までの自然增收を伴つてゐるから、歳入豫算も豫定通りに動いてゐる譯である。

昭和十四年度豫算の編成は一に時局の進展如何にかかつてゐる。事變中心に經費を支出して行く事、公債中心



に財源を調達して行く事に於ては昭和十三年度豫算と異なる所が無からう。然し國債利子、年金及恩給、銃後施設其他に經常費の増加するは免れ難い所である。經常費の増加に對する手宛てとして經常財源を調達する事、これが昭和十四年度の豫算に與へられたる重要な課題である。增收を伴ふ税制改革が考へられる所以である。經常財源の涵養、これが國債の消化を促進する所以でもある。

戰時財政に於ける増税には二種類が考へられてゐる。一は一時に巨額の増税を行ひ戰費の少なからざる部分を支辨する臨時税の方法である。第二は戰時公債を恒久的の増税で支辨して行く經常税の方法である。臨時税と經常税とは一長一短があるが、昭和十四年度の豫算で問題となるのは寧ろ經常税の意味での増税である。

現行の我が國税は基本税法の他に過去一箇年半の間に臨時租税増徴法と北支事件特別税法と支那事變特別税法と臨時利得税法改正法律と臨時租税措置法との五つの臨時税法が設けられてゐる。その中、臨時租税措置法は暫く措き、北支事件特別税法は廢止せられたから之を除き、結局の所は基本税法と臨時租税増徴法と支那事變特別税法と臨時利得税法とが交錯し専門家で無ければ國民の負擔關係を正確に理解し得ない様になつてゐる。筆者の希望を云へば、恒久的の基本税法と臨時税の支那事變特別税法との二本建てにて非常時税制を組織すべきである。恒久的の基本税法と臨時的の支那事變特別税法との間に介在する半臨時的として半恒久的なる臨時租税増徴法の規定は原則として之を基本税法の中に組入るべきである。昭和十四年度に根本的税制改革を行ふのであれば、もとより臨時租税増徴法は廢止せられる事となり問題でない。もし根本的税制改革を暫く延期するのであれば、臨時税法を處理する第一段の方法として臨時租税増徴法を處置すべきである。

昭和十四年豫算には種々の註文もあらう。租税問題も其の重要な一たる事を明かにしたい。